

第七二回

参第二号

保健師法（案）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 免許（第二章 - 第八条）

第三章 試験（第九条 - 第十五条）

第四章 業務（第十六条 - 第二十五条）

第五章 罰則（第二十六条 - 第三十条）

附則

第一章 総則

（保健師の任務）

第一条 保健師は、保健指導（保健衛生思想の普及活動、疾病予防の指導、療養の指導その他の保健衛生に関する指導をいう。以下同じ。）看護、助産及び診療の補助に従事することにより、医療担当者として、人の健康の保持及び増進に寄与するものとする。

第二章 免許

（免許）

第二条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（絶対的欠格事由）

第三条 目が見えない者、耳が聴こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、保健指導、看護、助産又は診療の補助に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病患者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者

（保健師名簿）

第五条 厚生省に保健師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、保健師名簿に登録することによつて行ふ。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、保健師免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第七条 保健師が第三条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

- 2 保健師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、保健師について前二項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。
- 5 厚生大臣は、第一項、第二項又は前項に規定する処分をしようとするときは、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 厚生大臣は、第一項又は第二項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師名簿の登録、訂正及び消除並びに保健師免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第九条 試験は、保健師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行う。

(保健師試験委員)

第十一条 試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に保健師試験委員を置く。

- 2 保健師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十二条 保健師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において、保健学に関する正規の課程を修めて卒業した者
 - 二 外国の保健学校を卒業し、又は保健師の免許に相当する外国の免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの
- 2 前項第一号の保健学に関する正規の課程は、看護及び助産に関する専門の科目を含めて編成されたものでなければならない。

(不正行為の禁止)

第十四条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十五条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続、受験手数料その他試験に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 業務

(業務の制限)

第十六条 保健師でない者は、業として、看護、助産又は診療の補助を行つてはならない。ただし、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

(名称の使用制限)

第十七条 保健師でない者は、保健師という名称又はこれに紛らわしい名称(看護、助産又は診療の補助を行うことができる者であることを示す名称を含む。)を使用してはならない。

(就業の届出)

第十八条 業務に従事する保健師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、業務に従事する場所の所在地その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

(主治医との関係)

第十九条 保健師は、保健指導又は看護を行うに当たつて、主治の医師又は歯科医師の指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(診療機械の使用等の制限)

第二十条 保健師は、主治の医師又は歯科医師の指示がある場合を除き、診療機械の使用、医薬品の授与、医薬品についての指示その他医師又は歯科医師が行わなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当又はさい帯切断、かん腸その他助産に当然付随する行為については、この限りでない。

(助産の求めに応ずる義務)

第二十一条 業務に従事する保健師は、助産の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(妊婦等に異常がある場合の処置禁止)

第二十二条 保健師は、助産を行うに当たつて、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めるときは、医師の診療を求めさせなければならない。自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限りで

ない。

(出生証明書等の交付)

第二十三条 分べんの介助又は死胎の検案をした保健師は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 保健師は、自ら分べんの介助又は死胎の検案をしないで、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。

(異常死産児の届出)

第二十四条 保健師は、妊娠四月以上の死産児を検案して異常があると認めるときは、その検案の場所を管轄する警察署長にその旨を二十四時間以内に届け出なければならない。

(助産録)

第二十五条 保健師は、分べんの介助をしたときは、厚生省令で定める助産に関する事項を遅滞なく助産録に記入しなければならない。

2 病院、診療所又は助産所に勤務する保健師が分べんの介助をした場合にあつては、その病院、診療所又は助産所の管理者が、その他の場合にあつては、その保健師が前項の助産録を五年間保存しなければならない。

第五章 罰則

第二十六条 第十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条第二項の規定による業務停止の命令に違反した者
- 二 第二十条又は第二十二条の規定に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 二 第二十三条第二項、第二十四条又は第二十五条の規定に違反した者

第二十九条 第十七条又は第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十五条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第二十八条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(保健婦助産婦看護婦法の廃止等)

第二条 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）は、廃止する。

2 前項の規定により廃止された保健婦助産婦看護婦法（以下「旧法」という。）の規定（第二十九条から第三十二条まで並びに第四十三条第一項第一号及び同条第二項の規定を除く。）は、当分の間、なお効力を有する。この場合において、旧法第十九条、第二十条並びに第五十三条第四項及び第五項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（昭和六十六年三月三十一日までに該当するに至つた者に限る。）」と、旧法第二十一条中「該当する者」とあるのは「該当する者（昭和六十五年三月三十一日までに該当するに至つた者に限る。）」と、旧法第二十二条中「左の各号の一に該当する者」とあるのは「左の各号の一に該当する者（昭和五十五年三月三十一日までに該当するに至つた者に限る。）」とする。

3 前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第十八条に規定する准看護婦試験は、昭和六十年四月一日以後は行わない。

4 旧法の規定（第二項の規定によりなお効力を有する場合を含む。以下同じ。）による免許を得た後六年以上（高等学校を卒業した者にあつては、三年以上）業務に従事している准看護婦（准看護師を含む。）で厚生大臣の指定した講習会の課程を修了したものは、同項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二十一条の規定にかかわらず、看護婦国家試験を受けることができる。

（旧免許を受けた者等）

第三条 旧法の規定による免許を受けた者及び旧法第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項（第六十条第三項において準用される場合を含む。）第五十八条又は第五十九条に規定する者は、当分の間、第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、従前の名称を用いて、従前の業務を行うことができる。

（免許の特例）

第四条 旧法の規定による保健婦の免許（以下「旧保健婦免許」という。）を受けた者又は受けることができる者で、旧法の規定による助産婦の免許（以下「旧助産婦免許」という。）を受けたもの又は受けることができるものは、第二条の規定の適用については、試験に合格した者とみなす。

（受験資格の特例）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、当分の間、第十三条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 旧保健婦免許を受けた者又は受けることができる者で、旧法の規定により行われる助産婦国家試験（以下「旧助産婦試験」という。）を受けることができるもの又は厚生大臣の指定した助産に関する講習会の課程を修了したもの

二 旧助産婦免許を受けた者又は受けることができる者で、旧法の規定により行われる保健婦国家試験（以下「旧保健婦試験」という。）を受けることができるもの又は厚生大臣の指定した保健指導（旧法第五十二条第一項の者（同条第四項の者を含

む。)にあつては、保健指導、看護及び診療の補助)に関する講習会の課程を修了したもの

三 旧保健婦試験を受けることができ、かつ、旧助産婦試験を受けることができる者

四 旧法の規定による看護婦の免許を受けた者若しくは受けることができる者又は旧法の規定により行われる看護婦国家試験を受けることができる者(附則第二条第四項の規定により看護婦国家試験を受けることができる者を除く。)で、厚生大臣の指定した保健指導及び助産に関する講習会の課程を修了したもの

2 前項に規定する者に対する試験については、第十五条の規定に基づく厚生省令において、科目その他の事項に関し特例を設けることができる。

(罰則)

第六条 この法律の施行前にした行為で旧法第二十九条から第三十二条までの規定に違反したものに対する旧法第四十三条第一項第一号又は同条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の整理等)

第七条 前五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理 由

保健指導、看護、助産及び診療の補助に係る業務のすべてにわたつて行うことができる保健師の制度を創設し、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。